

【水上バイクレンタル 契約書及び承諾書】

レンタルに際し以下の規約を厳守し申込みをお願いします。

- ・レンタル艇操縦者は**本契約書の契約者に限る**。
- ・乗船中は**ライフジャケットの着用**の厳守。
- ・操縦中、トーイング中など、水上であらゆる事故すべてを**自己責任（借主・契約者）**とします。
- ・破損、水没、人身、対物事故等、全ての事故に対し借主に**全責任を持って対応**していただきます。
- ・飲酒運転・危険運転等は全面的に禁止。
- ・漁船、遊覧船、ウェイク艇の航路の妨害(横切り・接近等)は禁止。
- ・マリーナ前の内港、漁船出口付近では最徐行で航行し、空ふかし蛇行運航等の禁止。
- ・万が一レンタル艇等を傷つけた場合(ポンプ・インペラ・ボディ・ハル・異物による破損等)はいかなる場合においても**弊社の指示に従い修理及び全額実費にて弁償**。
- ・レンタル艇等は借主契約者以外操縦できないことを理解し、全ての事故又はトラブルに対し**借主に全責任を持って対応**していただきます。
- ・砂浜や浅瀬などでの航行(1.2mとする)エンジン始動は船艇を痛めるため絶対に行わない。
- ・万が一レンタル艇等を傷つけた場合は、速やかに報告する。
- ・燃料の持参は禁止。必ず弊社が用意した燃料を使用する事。
- ・特殊小型船舶操縦士(水上オートバイ)の免許証提示・コピー提出、当日は必ず携帯すること。
- ・レンタル中に**危険行為、破損事故、ドライブ損傷、ロープなどの巻き込みがあった場合は即時中止**。
(この場合の返金は致しません。)
- ・トラブル発生時において当方は貸主当事者以外の方とのお話はできません。
- ・海上保安庁の指導等には速やかに応じ、航路の妨げにならないよう十分注意し航行する。
- ・**危険航行、暴走行為、スピン、見せびらかし行為など禁止**。(ツーリングを目的としたレンタルのみ)
- ・入れ墨・タトゥーの露出禁止。

※次の方へのレンタルはお断りさせていただきます。

- ・契約書及び確認承諾書の内容において理解が乏しい方。
- ・暴力団員及び反社会的勢力の構成員の方。

※キャンセル料について

お客様都合でのキャンセルの場合はキャンセル料が発生します。

7日前まではご利用料金の50%、以降及び当日の場合は100%となります。

※天候不良で出航できない場合などのキャンセル料は発生いたしません。

お客様の責任による事故、故障等の為修理が必要となった場合、修理代金とは別途修理期間中の営業補償料一部費用をご負担いただきます。(修理日数1日当り、税込¥¥30,000とする)

上記規約を厳守し、契約及び誓約いたします。

日時：_____年_____月_____日

借主署名：_____ 借主住所：_____

借主連絡先：_____

貸主：SMD GRAPHICS JAPAN 〒919-1202 福井県三方郡美浜町竹波第23号3番地の55 TEL: 0770-39-0556